

衆議院総務委員会ニュース

平成 21.6.18 第 171 回国会第 22 号

6 月 18 日（木）、第 22 回の委員会が開かれました。

1 行政機構及びその運営、公務員の制度及び給与並びに恩給、地方自治及び地方税財政、情報通信及び電波、郵政事業並びに消防に関する件

・佐藤総務大臣及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

（参考人）日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長	西川善文君
日本郵政株式会社取締役兼代表執行役副社長	高木祥吉君
日本郵政株式会社専務執行役	米澤友宏君
日本郵政株式会社執行役	清水弘之君

（質疑者及び主な質疑内容）

土屋正忠君（自民）

- ・郵政民営化を推進する立場にある総務大臣の国民的意思として決定した郵政民営化の推進についての考えを伺いたい。
- ・「地方主権」、「地域主権」という言葉が使われているが、主権とは立法、行政、司法の三権であり、「地方主権」という言葉は、地方に三権を委ね、連邦国家制への移行ということになるので、この言葉は注意して使用しなければならぬと考えるが、大臣の見解を伺いたい。

伊藤涉君（公明）

- ・2年後の2011年7月24日の地上デジタル放送完全移行へ向けての大臣の決意を伺いたい。
- ・地上デジタル放送への移行に伴い、現在設置されている受信障害対策共聴施設が不要となる場合、設置者負担となる撤去費用について、国としてなんらかの対策を行う必要があると考えるが、大臣の見解を伺いたい。

原口一博君（民主）

- ・大臣は、8つの大臣ポストを兼務して職務を全うできるのか。
- ・日本郵政株式会社の取締役会指名委員会に付議された人事案の作成者、ガバナンス上の責任についての議論内容、議事録開示の意思の有無について日本郵政株式会社副社長に伺いたい。
- ・現在でもまだ真新しい東京簡易保険総合検診センターを売却した理由は何か。また、当該施設を日本郵政株式会社法附則第2条において規定された日本郵政株式会社ではなく郵便局会社に帰属させた理由は何か。

田嶋要君（民主）

- ・17日の党首討論において、総理が述べた、「民営化された株式会社に国の介入は最小限にすべき」との考えを大臣が共有しているのか伺いたい。
- ・中央官庁から地方公共団体に人材を派遣する慣習を見直すことについて、大臣の見解を伺いたい。
- ・研究開発は、1テーマ1機関を原則として長期集中的に実施することにより税金の無駄遣いを防ぎ効率的と思うが、大臣の考えを伺いたい。

福田昭夫君（民主）

- ・ゆうちょ銀行とかんぽ生命の株式を完全売却した場合に一番心配なことは何か大臣に伺いたい。
- ・国民の財産を増やし、企業がしっかりとした経営ができるようにし、地方自治体が安心して運営ができるようにするために国の信用力を発揮すべきと考えるが、大臣は国の信用力をどのように使用するべきと考えているのか伺いたい。
- ・「かんぽの宿」の問題についての責任、承継計画を上回る利益が出せなかった責任及び中期計画を作成していない責任について西川社長はどのように考えているのか伺いたい。

塩川鉄也君（共産）

- ・一般の所信的発言において大臣が指摘した郵政事業の民営化後に生じている問題の原因について、大臣はどのように認識しているのか伺いたい。
- ・4年前の衆議院議員選挙時の自民党のマニフェストが挙げた郵政事業の民営化がもたらす改革効果は、予想通りに発現しているか。

重野 安正君（社民）

- ・我が国における政と官の関係について政治家のリーダーシップが弱い等とする鳩山前総務大臣の指摘について、どのような認識をもっているか。
- ・地方税財政が疲弊しているのは、税源移譲が不十分なまま地方交付税や補助金の削減が行われたことに原因があると考えるが、大臣の認識を伺いたい。

亀井 久興君（国民）

- ・総務大臣への任命時における総理からの指示内容及び日本郵政グループをめぐる一連の問題についての鳩山前総務大臣からの引継内容は、どのようなものであったか。
- ・日本郵政株式会社の取締役会指名委員会における取締役指名の基準及び表決の方法は、どうなっているのか。

2 住民基本台帳法の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）

- ・佐藤総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

黄川田 徹君（民主）

- ・地域社会における多文化共生についての大臣の見解を伺いたい。
- ・住民基本台帳制度の適用対象となる外国人を改正法案第30条の45において限定した理由について伺いたい。
- ・総務省では、住民基本台帳ネットワークへの接続を拒否し続けている地方公共団体の違法状態を是正するため、地方自治法改正などの検討を始めたとの報道がなされているが、この報道は事実か、また、事実であれば、現在俎上に上っている改正項目及び今後の検討スケジュールについて伺いたい。

保坂 展人君（社民）

- ・行政サービスの提供を受ける対象者の範囲は個別の制度により判断されるものであり、改正後においても、住基法上の外国人住民に該当するか否かにかかわらず、改正前に提供されていた行政サービスを引き続き受け続けることができることを確認させていただきたい。

塩川 鉄也君（共産）

- ・入管法等改正案による改正後の入管法第61条の8の2の規定により市町村長から法務大臣への通知が必要となる事由として、政令で定める事由としてどのような事由を想定しているのか。
- ・通知の対象となる事項が将来拡大することへの懸念があることから、これを政令に委任せず法律上明記すべきであるとする点について法務省の見解を伺いたい。